

山形県新庄市イメージキャラクター かむてん利用の手引き



山形県新庄市イメージキャラクター

かむてん

©新庄市 × 富樫義博

目次

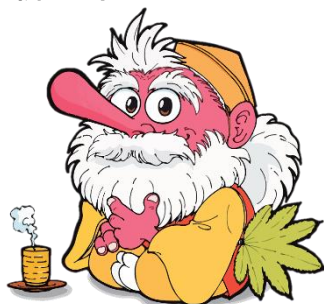
1. かむてんとは P, 02
2. 富樫義博氏のコメント P, 03
3. 画像・名称利用申請について P, 04
4. 着ぐるみ貸出申請について P, 15

この手引きは、かむてんに関する「画像・名称」「着ぐるみ」の利用について申請手続きをまとめたものです。この手引きに記載されている申請手続きの流れを確認の上、**必ず市商工観光課に申請を行い、許可を得てからご利用ください。**

かむてんとは

山形県新庄市には古来より数多くの民話が残されています。その民話のひとつ、「神室山(かむろさん)の天狗」をモチーフにデザインされた、神通力をもつおじいさん天狗です。「かむてんの鼻をなでると幸せになれるご利益天狗」として親しまれています。

山形県新庄市イメージキャラクター



かむてん©新庄市×富樫義博

活用例

イラスト

チラシ、パンフレット、グッズ等に使用できます。

着ぐるみ

山形県新庄市に関するPR・宣伝活動、行事、新庄の特産品を販売する物産イベント等へ使用できます。

また、着ぐるみ写真もイラストと同様に使用できます。

名称

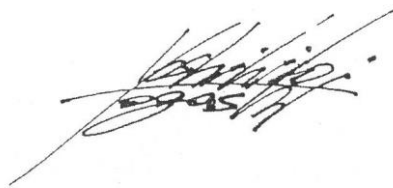
商品の名称として「かむてん」を使用できます。※但しかむてんのフォルム、特徴をモチーフとした商品とする必要があります。



富樫義博氏のコメント

平成6年度に実施した「昔かたりのきこえるみち」づくり事業のイメージキャラクターとして、新庄市出身の漫画家・富樫義博氏がデザイン。その後、新庄市イメージキャラクターに就任しました。

新庄市のまちおこしの一つとして取り組んでいる「昔かたりのきこえるみち」づくり事業のイメージキャラクターで、テーマは、最上地区の代表的な民話である「神室の天狗」です。イメージキャラクターということで、親しみ易いように簡略化しました。いたずら好きのじいさん天狗という設定です。私の頭の中の家族構成は、三世代の7人家族ということなのですが……。天狗の家族がテーマだったのですが、私自身、ひねくれ者なので、あえて家族を描かないで、街にとけこんでいる雰囲気だけを表現してみました。母さん天狗は雪女のように色白の美人でしょうか、いたずら好きのじいさんの血をひいた孫たちは、新庄の街でどんな活躍をしているのでしょうか……。それぞれ想像してもらおうという極めて無責任な狙いです。平成6年12月



富樫義博氏のご紹介

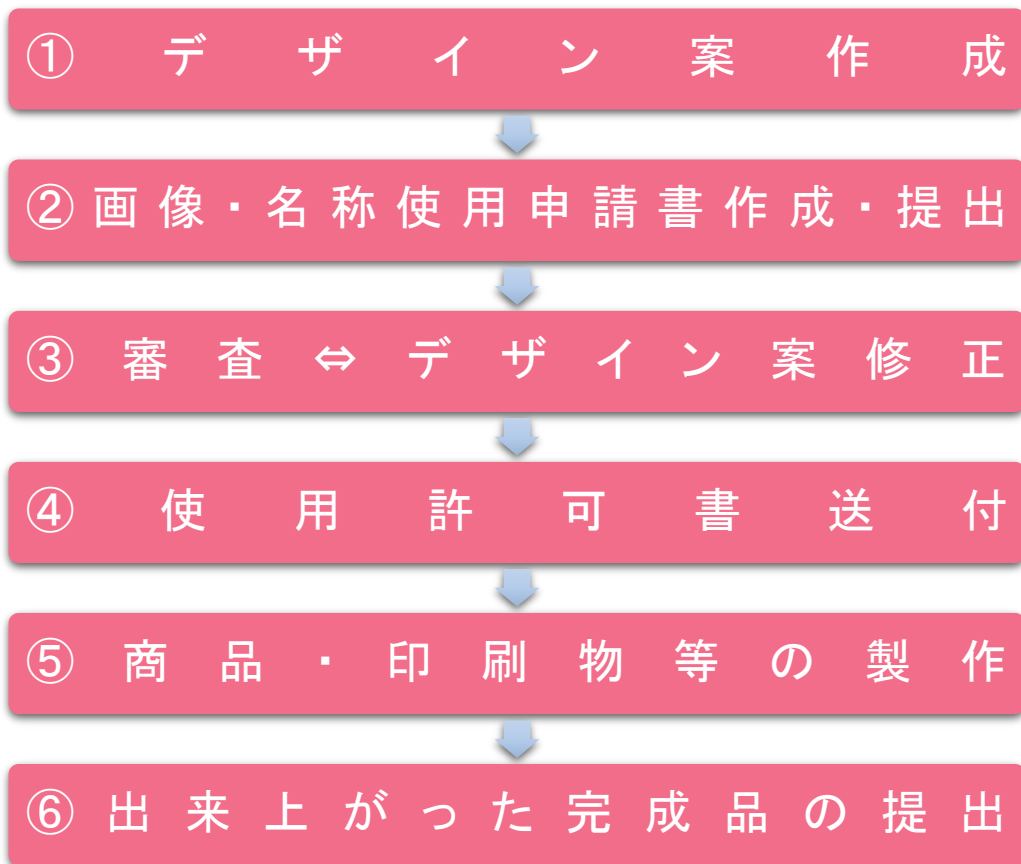
新庄市万場町出身の漫画家(兼イラストレーター)です。代表作として「てんで性悪キューピッド」、「幽☆遊☆白書」、「レベルE」、「HUNTER×HUNTER」などがあります。アニメ化や映画化もされており、世界中より絶大な人気を博しております。

画像・名称利用申請について

画像・名称利用申請手続き

申請手続きの流れは以下のとおりです。画像・名称ともに無料でご利用いただけます。全体の流れを把握し、手続きをしてください。

手続きの流れ



申請書・デザイン案の提出から審査を経て、使用許可書を送付するまでには、最短で1週間程時間を要します。

また、修正等が必要となる場合は一カ月以上の期間を要する場合があります。あらかじめ時間に余裕をもって手続きしてください。

①デザイン案作成 使用できる画像

使用できる画像の種類は次の2種類です。

イラスト



イラスト1



イラスト2



イラスト3



イラスト4



イラスト5

着ぐるみ



着ぐるみ1



着ぐるみ2

※これ以外の画像についても使用できますのでご相談ください。

①デザイン案作成 利用に関する注意事項

利用に関する注意事項

- ・かむてんに関する諸権利は新庄市に帰属します。
- ・個人利用を除き、必ず新庄市に事前に申請を行い、使用許可を受けてください。
- ・使用に起因する問題が生じた場合は、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、新庄市は一切の責任を負いません。
- ・使用にあたっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないようにしてください。
- ・使用許可は、画像や名称の使用を許可するものであり、使用許可を受けた者に権利が発生するものではありません。
- ・デザイン案作成のために提供した画像を別の用途に流用しないでください。
- ・使用許可が出てから使用を開始してください。

利用を許可できない場合

- ・法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- ・新庄市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- ・第三者の利益を害するものと認められる場合
- ・特定の個人、政党、宗教団体を宣伝または支援するものと認められる場合
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
(昭和23年7月10日法律第122号)第2条に定める営業を行う者が利用する場合
- ・イラストのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- ・その他使用が著しく不相当と認められる場合

人への損害が発生した場合

- ・製造業者の場合
製造されている商品や食品(使用を許可した食品だけでなく、製造されている全ての食品含む)により人への損害が発生した場合は、その事実が明らかになった時点で、新庄市が許可したものに関する使用許可を直ちに取り消します。
- ・販売業者の場合
新庄市が使用を許可した商品や食品により、人への損害が発生した場合には、その事実が明らかになった時点で、許可した食品に係る使用許可を直ちに取り消します。

①デザイン案作成 記載するもの

必ず記載しなければならないもの

コピーライトの記載

イラストを使用する際には、「©新庄市×富樫義博」を加える必要があります。

着ぐるみ画像・名称のみについては、**不要**です。

※以前はコピーライトの末尾に許可番号を付けて発行しておりましたが、平成30年4月より許可番号の記載を廃止しました。

記載を推奨するもの

名前・肩書の記載

「山形県新庄市イメージキャラクターかむてん」の記載を推奨します。スペースに余裕がないなど物によりましては、除くことも可能ですのでご相談ください。なお、名前については専用のロゴがあります。必ずしもこのロゴを使用する必要はありません。

かむてん

ロゴ

共通事項

どちらの記載も画像に近い位置に記載してください。また、文字のサイズ、フォント等に指定はありませんが、読み取りづらいなど判断された場合に修正していただくことがあります。

山形県新庄市イメージキャラクター

記載例



©新庄市×富樫義博

①デザイン案作成

画像を使用する際に変更できること

一部トリミング



モノクロへの変更



かむてんにセリフを付け加える場合

かむてんは、自分のことを「わし」と呼び、語尾に「～じゃ」「～のう」「～ぞい」といった言葉を使用します。吹き出しを付け加える場合は、適切な表現であるか確認しますので、デザイン案に記載してください。

※かむてんは山形県新庄市のイメージキャラクターですので、特定の企業・団体や商品を個別に応援するような表現はできません。

例 可「かむてんパンケーキはおいしいのう！」

不可「かむてんパンケーキは新庄で一番おいしいのう！」

①デザイン案作成 画像を使用する際の注意事項

左右反転



縦横比の変更



色の変更



改変



②画像・名称使用申請書作成・提出

画像・名称使用申請書に記入・押印の上、下記提出先までご提出ください。原本をご提出いただくため、FAX・電子メール等での提出は認められません。申請書の様式は、市ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.city.shinjo.yamagata.jp/kurashi/040/010/index.html>

提出先

〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号
新庄市商工観光課企業立地・商工振興室
TEL 0233-29-5847 FAX 0233-22-0989

提出書類

1. かむてん画像・名称使用申請書
 2. 「商品サンプル」または「デザイン案」もしくは「商品写真」
- ※原則として、商品サンプルやデザイン案は返却できません。
※使用する商品が食品の場合、保健所の営業許可書(写)または、県内各店舗の業務開始報告書(写)、製造または販売する店舗などの一覧を添付

市ホームページQRコード



②画像・名称使用申請書作成・提出

申請書記入内容

令和 年 月 日			
新庄市長 殿		団体名 代表者名	
かむてん画像・名称使用申請書			
かむてんのイラストを使用したく、下記のとおり申請します。			
商品の名称	①		
使用する画像の名称 (○で囲んでください。)	イラスト1・イラスト2・イラスト3・イラスト4・イラスト5 ロゴ・着ぐるみ1・着ぐるみ2 ②		
具体的な内容 (サイズなどを詳しく 記載してください)	③		
使用場所又は地域	④		
使用数量(製造個数)	⑤		
無償または有償の別	無償 ・ 有償(税込価格) ⑥ 円)		
備 考			
連 絡 先	住 所	〒 ⑦	
	担 当 者	FAX	
	電 話	メール	

添付書類

(1) 使用する商品の見本(見本が添付できない場合、写真や印刷原稿など)

(2) 使用する商品が食品の場合、保健所の営業許可書(写)または、県内各店舗の業務開始報告書(写)および、製造または販売する店舗などの一覧

申請書・デザイン案の提出から審査を経て、使用許可書を送付するまでには、最短で1週間程度時間を要します。また、修正等が必要となる場合は1か月以上の期間を要する場合があります。あらかじめ時間に余裕をもって手続きしてください。デザイン案を作成する為に画像を提供しますが、使用を許可した駅ではございません。使用許可書がお手元に届いてから使用を開始してください。また、業者へ発注する場合も同様で、届いてから発注してください。

- ①画像・名称を使用した物の名前について記入してください。
 - ②使用したい画像の名称を○で囲んでください。
 - ③何に画像・名称を使用するのか具体的に記入してください。
 - ④グッズ等であれば販売場所について、チラシ・ポスター等であれば配布、設置場所について記入してください。
 - ⑤作成する個数を記入してください。予定数で構いません。
 - ⑥販売する場合、税込み金額を記入してください。
 - ⑦使用許可となった場合、許可書を郵送しますので、連絡先を記入してください。
- ※許可を受けた後、申請書に記載した内容から変更がある場合は、再度申請が必要です。

③ 審査⇔デザイン案修正

下記の項目を中心に審査を行います。審査結果によりデザイン案の修正をお願いする場合があります。その際は修正後のデザイン案をいただいた後に審査を再開しますので、あらかじめ時間に余裕を持って申請してください。申請書の提出にあたり不備等がないか、審査項目チェックシートによりご確認ください。

審査項目	参考ページ	申請者チェック
必ず記載しなければならないもの「©新庄市×富樫義博」が画像の近くに記載されているか。	P, 8	
セリフを付け加える場合、適切な表現になっているか。	P, 9	
画像を使用する際の禁止事項が守られているか。	P, 10	
かむてんの利用に関する注意事項が守られているか。	P, 7	
かむてんの利用を許可できない場合に該当していないか。	P, 7	
人への損害が発生した場合を確認したか。	P, 7	
新庄市やかむてんのイメージが守られており、クオリティが伴っているか。	—	
「かむてん」の形や特徴をモチーフにした商品・食品の場合再現度があるか。	—	

かむてん画像・名称利用申請に関するQ&A

Qデザイン案を作成するために、画像データを頂くことは可能ですか。

A可能です。商工観光課までメールにてご連絡ください。頂いたメールアドレスに画像データを添付してお送りします。届いた画像データをもとにデザイン案を作成してください。正式にイラストを使用できるのは、使用許可書がお手元に届いてからになりますので、データの取扱いにご注意ください。

Qコピーライトや名前・肩書を記載するスペースがない場合どうすればいいでしょうか。

Aグッズ等の場合は、グッズと一緒に付けるタグや台紙、パッケージ等に記載してください。食品など商品そのものに記載できない場合は、パッケージやポップ等に記載してください。

Qすでに使用許可を受けた商品を追加生産する場合にも、再度申請が必要ですか。

A同じデザインであれば必要ありません。ただし、デザインを変更する場合には再度申請が必要です。

Qホームページや名刺へ画像を使用してもいいですか。

Aかむてんは新庄市のイメージキャラクターですので、企業等のキャラクターと誤解されてしまうような使用はできません。イラストを使用することによって、新庄市より認められた企業であると認識されるような使用、新庄市より支援や応援を受けている企業と認識されるような使用はできません。かむてんや新庄市のPR、かむてん関連グッズのインターネット販売などの場合には使用可能ですので、この手引きに沿って申請手続きを行ってください。

Q許可番号が発行されていた時に申請し許可を得ました。今後許可番号はどうすればいいでしょうか。

A今後、許可番号の記載は不要です。それによりデザインを変更する場合は、再度申請を行ってください。

Q商品と一緒に、その商品のカタログやチラシを販促用に作成したいのですが、別々に申請が必要でしょうか。

A一括申請が可能です。作成する物全てを申請書の「商品の名称」及び「具体的な内容」の欄に記載し、それらすべての商品の見本・サンプル・デザイン案を提出してください。

Q許可を得た後、商品を作った後に商品の広告を作成する場合も、新たに申請する必要がありますか。

A再度申請が必要です。

Q出来上がった完成品が提出できない場合はどうすればいいでしょうか。

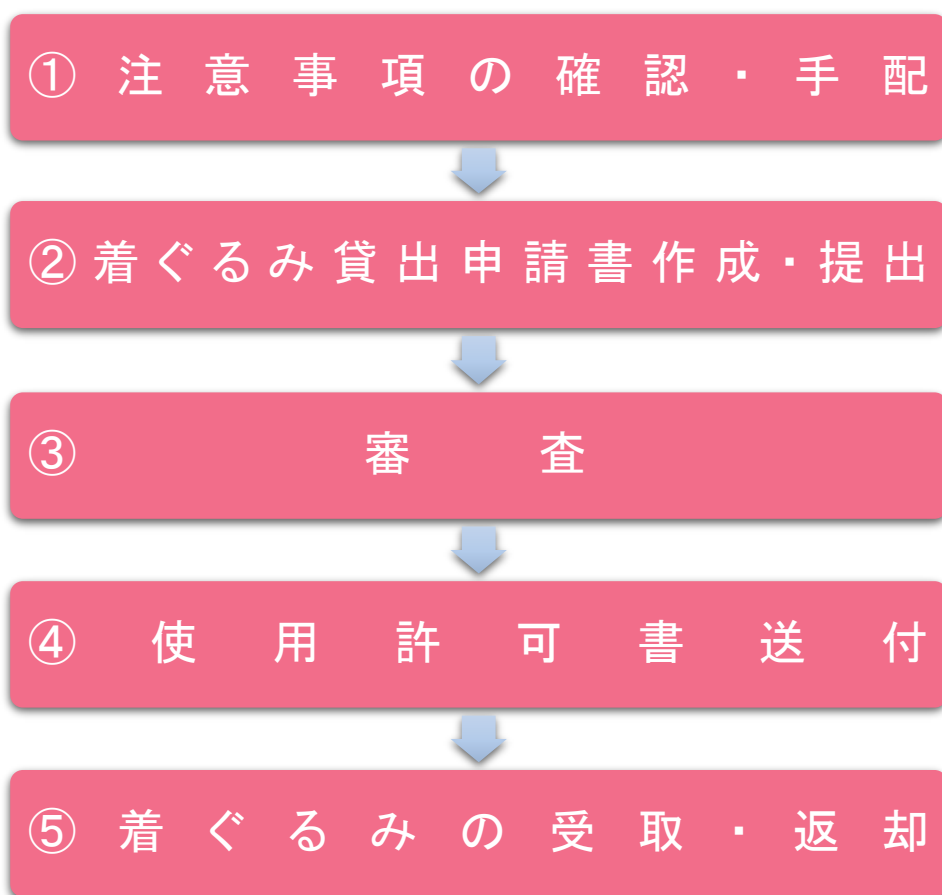
A現品を添付できない場合は写真やデザイン案を提出ください。

着ぐるみ貸出申請について

着ぐるみ貸出申請手続き

申請手続きの流れは以下のとおりです。利用料は**無料**です。全体の流れを把握し、手続きをしてください。

手続きの流れ



※申請書の提出から審査を経て、貸出許可書を送付するまでには、最短で**1週間程**時間を要します。あらかじめ**時間に余裕を持って**手続きしてください。

①注意事項の確認・手配

貸出のルール

着ぐるみの貸出は、以下のルールに沿って行っています。

使用できる行事 いずれかに該当する場合は使用できます。

- ・公共的団体が主催する行事で直接新庄市民を対象として行うもの
- ・新庄市の福祉関係団体が社会福祉を目的として主催する行事
- ・新庄市内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、専修学校等が行う各種行事
- ・マスコミ等の取材によるもので新庄市が必要と認めるとき
- ・その他、新庄市の魅力を発信する行事や県及び市町村との連携協力の下に開催する行事等、新庄市が公益的観点から適当と認める行事

使用できない行事

- ・営利目的で開催される行事
- ・参加できる方が限られる行事
- ・個人的な行事(結婚式など)
- ・酒宴(懇親会、忘年会など)
- ・政治的または宗教的な行事
- ・新庄市や、「かむてん」の品位等が損なわれるおそれがある行事
- ・法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある行事
- ・自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき
- ・着ぐるみが破損するおそれがあると認められるとき
- ・着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されず、又は使用されないおそれがあるとき
- ・その他、新庄市が不適當であると認めたとき

①注意事項の確認・手配

着ぐるみ使用の注意事項

必ず確認し、正しい着ぐるみの使用をしてください。

着用の際の注意事項

- ・着ぐるみは、身長160～185cmで体力のある方が着用してください。
- ・着用すると視界が狭くなり、動きにくくなるため、必ずアテンド(介添え役)を1名つけてください。
- ・かむてんのイメージを損なうため、アクター(着ぐるみ着用者)は声を出さないでください。お客様からの質問等には、アテンド(介添え役)が対応してください。
- ・雨天時や降雪時は、原則として屋外で使用しないでください。
- ・かむてんのイメージを損なうため、関係者以外の方がいる場所での着ぐるみの着脱はしないでください。
- ・イメージを守るため、控室や舞台裏での着ぐるみを着用している最中の写真や休憩している最中を撮影しないでください。SNSへのアップや個人利用のための撮影も禁止します。

着ぐるみの取り扱いに関する注意事項

- ・着ぐるみの着脱を関係者以外の方に見られることのないよう、かむてん専用控室(外から中が見られたり、関係者以外の方が自由に出入りできたりしない場所)を手配してください。※他の着ぐるみとの相部屋は可
- ・輸送や保管の際には着ぐるみを運搬用の袋に入れ、関係者以外の方に見られないよう注意してください。
- ・輸送や保管の際には、破損することがないように取り扱いに十分注意してください。
- ・着ぐるみ使用后、汚損・破損等ある場合、そのクリーニング代・修理代は利用者にご負担いただきます。万が一、汚損・破損した場合は、ただちに市商工観光課までご連絡ください。
- ・使用後は、消臭スプレーなどを使用し、風通しの良い場所で陰干しし、十分に乾燥させてから返却してください。また、乾かしている状態を関係者以外の方に見られないようご注意ください。

申請に関する注意事項

- ・貸出の可否については、後日郵送する貸出許可書をご確認ください。着ぐるみの空き状況やイベントの内容によっては、お断りさせていただく場合もございます。あらかじめご了承ください。

その他

- ・新庄市の広報活動として、かむてんの出演情報の告知やPRのために、取材や撮影を行う場合があります。その際はご協力ください。

①注意事項の確認・手配

着ぐるみの空き状況を確認

貸出の注意事項をご理解いただき、市商工観光課企業立地・商工振興室までご連絡ください。使用できる行事の場合は仮予約を行います。使用する日時、イベント名、イベント内容をお伝えください。

貸出事前準備として手配するもの

アクター

身長が160cm～185cmで体力のある方。

アテンド

かむてんの代わりにお客様とコミュニケーションを取るとともに、その場の安全確保に努めてください。

かむてん専用控室

着ぐるみを着脱するための部屋です。外から中の様子が見えない部屋を準備してください。入り口は約70cm以上の幅が必要です。関係者以外の方が立ち入らないように配慮してください。

②着ぐるみ貸出申請書作成・提出

着ぐるみ貸出申請書に記入・押印の上、下記提出先までご提出ください。原本をご提出いただくため、FAX、電子メール等での提出は認められません。申請書の様式は、市ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.city.shinjo.yamagata.jp/kurashi/040/010/index.html>

提出先

〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号
新庄市商工観光課企業立地・商工振興室
TEL 0233-29-5847 FAX 0233-22-0989

提出書類

1. 着ぐるみ貸出申請書
2. 使用するイベント等の内容がわかる資料(イベントチラシ・概要・パンフレット)

市ホームページQRコード



②着ぐるみ貸出申請書作成・提出

申請書記入内容

令和 年 月 日		
新庄市長 殿		
団体名 代表者名		
かむてん着ぐるみ貸出申請書		
かむてん着ぐるみを使用したく、下記のとおり申請します。		
具体的な内容 (使用目的・使用 内容・出演予 定時刻などを 詳しく記載し てください。)	①	
使用場所	②	
控室場所	③	
着ぐるみの 使用日	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分	
貸出希望日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 ④ 時 分	
返却希望日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分	
連絡先	住所 〒	
	担当者	FAX
	電話	メール
備考		
(1) 使用するイベント等の内容がわかる資料（パンフレット等）添付してください。		
(2) 貸出の可否については後日連絡致します。イベントの内容や目的、着ぐるみの空き状況によっては お断りさせていただく場合がございます。		
「かむてん利用の手引き」の「着ぐるみ貸出申請について」に目を通し、か むてんや新庄市のイメージを損ねない利用を行ってください。		

- ① 着ぐるみを何に使用し、何を行う予定なのか記入してください。出演する予定時刻が決まっている場合もこの枠に記入してください。
- ② 使用する場所について記載してください。さらに屋外、屋内の別も記入してください。
- ③ 手配した控室の場所を記入してください。
- ④ 貸出・返却希望日時については、平日8:30~17:15の間で記載してください。土日祝日年末年始12月29日~1月3日は対応いたしかねますのでご注意ください。
- ⑤ 使用許可となった場合、許可書を郵送しますので、連絡先を記入してください。

③ 審査

下記の項目を中心に審査を行います。あらかじめ時間に余裕を持って申請してください。申請書提出にあたり不備等がないか、審査項目チェックシートによりご確認ください。

審査項目	参考ページ	申請者チェック
使用できる行事に合致しているか。	P, 17	
着ぐるみ使用の注意事項を確認しているか。	P, 18	
貸出の前に準備していただくものがすべて整っているか。	P, 19	

⑤着ぐるみの受取・返却・その他

受取・返却場所

新庄市役所 2F 商工観光課 企業立地・商工振興室

平日8:30～17:15

土日祝日年末年始(12月29日～1月3日)は開庁しておりません。

- ・受取、返却の日時は申請書に記載の上、事前に商工観光課にご相談ください。

着ぐるみ着用時の注意事項

着ぐるみ着用手順

①着ぐるみパーツの確認

着ぐるみは3つの袋に分けて(頭、ボディ、靴)お渡しします。それぞれの袋の内容物を確認してください。

頭:着ぐるみ頭部、葉うちわ

ボディ:上着、ズボン、手袋(左右)

靴:靴(左右)



②着ぐるみ着用時の服装(推奨)

白長袖、黒長ズボン等の単色で目立たない服を着用し、頭にタオルまたは手ぬぐいを巻く。



③ズボンの着用

ズボンを、内側お腹付近に白い輪をつけたまま着用する。チャックが背面にくるよう着用してください。



④靴の着用

靴パーツの、足を入れる所の内側にある左右の表記を確認し、靴を着用する。土足での着用は厳禁です。



⑤上着の着用

上着を着る。お腹付近に赤い紐があるので、結んで形を整える。ネームがずれていないか確認する。



⑥頭の着用

頭を装着しマジックテープを顎のあたりで固定する。



⑦手袋の着用

手袋パーツの、手を入れる所の内側にある左右の表記を確認し、手袋を装着する(手の甲が膨らむように装着)。



⑧仕上げに

全体的に衣服の乱れを直し、葉うちわを持つ。

操演時の注意事項

アクター・アテンドの注意事項

- ・水分補給を行うなど、十分な暑さ対策をしてください。
- ・着ぐるみ着用時間に制限はありませんが、1回15分～20分を目安とし、体調に注意して着用してください。
- ・事前に着ぐるみの着用テストを必ず行い、着ぐるみのサイズ感を把握し、着ぐるみ自体や周囲の物品の破損等にご注意ください。
- ・アテンドは、かむてんの代わりにお客様とコミュニケーションをとり、お客様とかむてんの安全確保に努めてください。特に小さい子どもはかむてんの視界に入りにくいいため、細心の注意を払ってください。

着ぐるみ貸出申請に関するQ&A

Q遠方で着ぐるみを取りに行くことができない場合、着ぐるみを郵送してもらうことは可能ですか。

A可能です。ただし、輸送料は使用者の負担となります。

Q着ぐるみを着用してどういった演技や動きをすればいいでしょうか。

A特に老人らしい振る舞いをする必要はありませんので、手を振る、ハイタッチする等、お客様とのコミュニケーションを行ってください。暴力的なふるまいや下品なふるまい等、かむてんや新庄市のイメージを損ねる恐れのある演技はしないでください。

Q着ぐるみを貸出した際に、撮影した写真をブログ等のSNSにて発信することは可能ですか。

A可能ですが、配信したい内容を事前に市商工観光課が確認させていただきます。かむてんのイメージを損なう写真(着ぐるみの着脱時や保管場所等での写真、公序良俗に反した着ぐるみ使用の写真等)を撮影してSNSで配信することは認めません。

Q結婚式への貸出は可能ですか？

Aかむてんは新庄市のイメージキャラクターとして新庄市をPRするためのキャラクターですので、個人的なイベントへの貸出はできません。

Qかむてんがイベントに登場するといった情報をイベントのチラシに載せる場合申請は必要ですか。

A画像・名称利用申請の流れに従って申請し、許可を受ける必要があります。

〒996－8501 山形県新庄市沖の町10番37号

新庄市商工観光課企業立地・商工振興室

TEL 0233－29－5847 FAX 0233－22－0989

Mail syoukou@city.shinjo.yamagata.jp

Wed <http://www.city.shinjo.yamagata.jp/kurashi/040/010/index.html>

平成26年4月1日 策定

令和 5年4月1日 改定